

事 務 連 絡  
平成18年12月 4日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省医政局指導課

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について

「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について」（平成17年8月1日医政発第0801004号医政局長通知）等に基づき行っております病院における吹付けアスベスト等使用実態調査に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

本年2月13日付でアスベスト使用実態調査のフォローアップ調査の報告結果を公表したところですが、アスベスト対策の重要性を鑑み、引き続き調査を実施するため別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知を発出いたしましたのでご連絡いたします。

今後ともアスベスト対策にご理解をいただき、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。



医政指発第 1201001 号  
平成18年12月 1日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の  
第2回フォローアップ調査及び今後の対応について

病院におけるアスベスト（石綿）対策については、従来より適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き地方自治体をはじめとする関係機関との取組を進めてまいることとしております。

これまで患者等の安全対策に万全を期すために、平成17年8月1日付の医政局長通知により「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」をお願いし、平成17年11月29日付で調査結果を公表するとともに、平成18年2月13日付でフォローアップ調査の報告結果を公表したところですが、その後の第2回フォローアップ調査を下記の「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査における第2回フォローアップ調査要領」のとおり実施することと致しました。

また、今回の報告結果において、「ばく露のおそれがある場所」を保有し、未だ措置状況が「措置予定」「未定」となっている病院については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずるよう引き続き指導するとともに、分析調査中の病院については、アスベストの保有状況を明らかにし、状況に応じた適切な指導をお願いいたします。

なお、既存施設におけるアスベストの除去等に対する支援のため、平成17年度補正予算において、医療施設等施設整備費補助金で措置したところですが、平成18年度においても適切に対応することとしておりますので、各都道府県におかれましては、病院におけるアスベストの除去等が早急に進むよう、引き続きなお一層の取組を重ねてお願いいたします。

記

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の  
第2回フォローアップ調査要領

1. 調査について

(1) 調査対象施設

- ア 平成18年2月13日付医政局指導課長通知による「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（フォローアップ）の報告結果の公表及び今後の対応について」により公表した「病院における吹付けアスベスト等使用実態調査報告について（フォローアップ）」中の「Ⅱ. 2. ④ 病院における個別の状況」中の「ばく露のおそれがある場所を有する病院」（396病院）・・・（参考1）
- イ 平成18年2月13日付医政局指導課長通知による「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（フォローアップ）の報告結果の公表及び今後の対応について」により公表した「病院における吹付けアスベスト等使用実態調査報告について（フォローアップ）」中の「3. 現段階において分析調査中の病院数」（57病院）・・・（参考1）

(2) 調査方法

- ア 「ばく露のおそれのある場所を有する病院」（396病院）  
現在の状況を踏まえ更新してください。・・・（参考2）  
※ 今回調査において更新した病院については、欄外に「改」と記載すること。
- イ 「現段階において分析調査中の病院数」（57病院）  
平成18年2月7日付医政局指導課長通知による「「分析調査中」として報告があった病院に係る追加調査について」により報告のあった病院について、分析調査の結果、「ばく露のおそれがある場所を有する」と判明した場合は、（参考2）に加筆してください。  
※ 今回調査において加筆した病院については、欄外に「新」と記載すること。

なお、引き続き分析調査中の病院がある場合は、別紙1の様式により、報告願います。

（注）本調査は、平成17年8月1日付医政局長通知「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について」に基づき、含有する石綿の重量が1%を超えるものを調査対象建材とします。

なお、本調査時点で石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有す

ることが判明している吹付けアスベスト等については、別途調査する「補足調査」により回答願います。

2. 調査表提出期限

平成19年1月19日(金)

3. 提出先・照会先

厚生労働省(代表:03-5253-1111)

医政局指導課 古川・徳本(内線2555) E-mail: [asbestosiryo2@mhlw.go.jp](mailto:asbestosiryo2@mhlw.go.jp)

(参考1)

平成18年2月13日  
厚生労働省医政局

## 病院における吹付けアスベスト等使用 実態調査報告について (フォローアップ)

### I. 趣 旨

標記について、平成17年11月29日公表以後の調査の進捗状況についてとりまとめたもの。

### II. 報告の結果

#### 1. 調査回答病院数

《11月末公表》 6,976病院 → 《今回》 7,809病院

#### 2. 調査回答病院数の状況

調査回答病院数	《11月末公表》	《今回》
調査回答病院数	6,976病院 (100.0%)	7,809病院 (100.0%)
のうち、		
① 吹付けアスベスト等のある病院	2,051病院 (29.4%)	2,275病院 (29.1%)
② ①のうち、措置済み状態にある病院	1,202病院 (17.2%)	1,286病院 (16.5%)
③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのない病院	928病院 (13.3%)	1,062病院 (13.6%)
④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのある場所を有する病院	324病院 (4.6%)	396病院 (5.1%)
⑤ ④のうち、患者の利用する場所 を有する病院	28病院 (0.4%)	52病院 (0.7%)
うち 措置済み	6病院	19病院
措置予定	22病院	33病院
未定	0病院	0病院
⑥ ④のうち、患者の利用がない場所 を有する病院	311病院 (4.5%)	376病院 (4.8%)
うち 措置済み	13病院	83病院
措置予定	288病院	289病院
未定	10病院	4病院

『第2回フォローアップ調査』「ア」該当病院

#### 3. 現段階において分析調査中の病院数

《11月末公表》 829病院 → 《今回》 57病院

『第2回フォローアップ調査』「イ」該当病院

(参考2)

# 病院における個別の状況

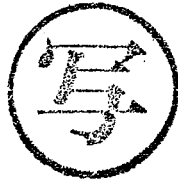
(平成18年2月13日)

## ○「ばく露のおそれがある場所を有する病院」(396病院)

- (注) ① 欄外の「変」表示は11月末公表から「措置状況」の変更があったもの  
② 欄外の「新」表示は今回調査で新たに加わったもの

※以下P.1～P.79は添付省略  
平成18年2月13日公表時の欄外の「変」「新」は削除し、  
今回調査において、更新した場合は欄外に「改」とし、  
加筆した場合は欄外に「新」と記載すること

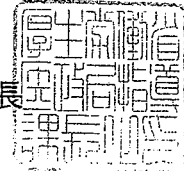




医政指発第 1201002 号  
平成18年12月 1日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（補足調査）  
について

病院におけるアスベスト（石綿）対策については、従来より適切な対応をお願いしてきたところです。

アスベストによる健康障害の防止を徹底するとともに、ばく露防止対策の充実等を図るため、「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」が一部改正され、平成18年9月1日より施行されたことを受けての対策については、既に「病院におけるアスベスト対策について」（医政指発第1031001号）により適切な対応をお願いしているところですが、規制の対象となる石綿の範囲が拡大されたことを踏まえ、「石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等」を対象とした使用実態調査（補足調査）を実施することとしました。

つきましては、下記の「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（補足調査）実施要領」に基づき、貴都道府県の関係部局などと十分連携の上、別紙の調査表を作成し提出して頂きますようお願いいたします。

また、吹付けアスベスト等の状況に問題があるとされた場合には、管下の病院の管理者に対し、適切に指導するとともにアスベストの繊維が飛散しないよう適切な維持管理を行うよう指導願います。

なお、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査における第2回フォローアップ調査」（平成18年12月1日付医政発第1201001号）については、昨年実施した使用実態調査の調査方法等（1%を超えて含有するもの）に基づき実施し、所定期日までに提出いただくようお願いいたします。

記



病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（補足調査）実施要領

1 調査対象病院

「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について」（平成17年8月1日医政発第0801004号）（以下、「昨年度の使用実態調査」という。）における調査対象病院において、分析調査の結果、含有する石綿の重量が全ての場所において1%以下であるため「アスベストなし」と報告している病院（含有する石綿の重量が、全ての場所において0.1%以下である病院を除く）。

2 調査対象建材及び特定方法

「昨年度の使用実態調査」における調査対象建材及び特定方法と同じ。ただし、含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えかつ1%以下のもの。

3 計上方法

建材中の石綿含有率については、厚生労働省労働基準局長等からの通知（参考1及び参考2）において、既に実施した分析調査に係る取扱いについて示されているので留意すること。

具体的には、石綿が0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずるときは、既に実施した使用実態調査における分析の結果を活用して、次に示す①～③については改めて分析調査をしなくとも、石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等と判断して計上してよい。

- ① アスベストの定性分析で「石綿の含有あり」とされたもので、アスベストの定量分析を行った結果「含有率が0.1%を超え、1%以下」であったもの。
- ② アスベストの定性分析で「石綿の含有あり」とされたもので、アスベストの定量分析を行った結果「含有率が1%以下で定量下限」であったもの。
- ③ アスベストの定量分析で「含有率が1%以下」ということしか報告を受けていない場合でも、分析業者においては定性分析を行っていると思われるので、問い合わせ等を行い、定性分析において「石綿の含有あり」と確認されたもの。

昨年度の使用実態調査の結果と今回の改正政令等への対応

昨年度実施した使用実態調査の結果		今回の改正政令等への対応	備考
定性分析の結果	定量分析の結果		
分散染色法等により分散色が確認された（石綿の含有あり）	1%を超える	対 応 済	
	0.1%を超え、1%以下	必 要	上記①
	1%以下で含有率不明	必 要	上記①②
分散染色法等により分散色が確認されない（石綿の含有なし）	/	不 要	

#### 4 調査表記入要領

##### (1) 個表様式 (別紙1)

- ア 「開設者」欄には、「昨年度の使用実態調査」における病院開設者の種別と同じ。
- イ 「①」欄には、含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えかつ1%以下の吹付けアスベスト等が使用されている場所を有する病院名を記載する。
- ウ 「②」欄には、「封じ込め状態」又は「囲い込み状態」(以下「措置済状態」という)にある場所を有する場合に「○」を記載する。
- エ 「③」欄には、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所を有する場合に「○」を記載する。
- オ 「④」欄には、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する場合に「○」を記載する。
- カ 「⑤」「⑥」欄には、該当する欄に「○」を記載する。

・「措置予定」は、工事中及び具体的に工事日程が決まっている場所を有する場合とすること。なお、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し、封鎖している場合は「措置予定」とすること。

・「未定」は、工事日程が決まっていない場所を有する場合とすること。

##### (2) 総括表様式 (別紙2)

- ア 都道府県においては、病院から提出された個表様式(別紙1)を総括表様式(別紙2)に取りまとめのうえ、総括表様式(別紙2)のみ提出して下さい。
- イ 「①」欄には、含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えかつ1%以下の吹付けアスベスト等が使用されている場所を有する病院数を記載する。
- ウ 「②」欄には、「措置済状態」にある場所を有する病院数を記載する。
- エ 「③」欄には、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等

による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所を有する病院数を記載する。

オ 「④」欄には、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院数を記載する。

カ 「⑤」「⑥」欄には、該当する欄の「○」の数を記載する。

キ それぞれの調査項目の欄に重複回答する病院があるため、②③④の病院数の合計と①の病院数とは一致しない。

## 5 調査表提出期限

平成19年1月19日（金）

## 6 その他

提出先・照会先

厚生労働省（代表：03-5253-1111）

医政局指導課 古川・徳本（内線2555）E-mail:asbestosiryo2@mhlw.go.jp

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(補足調査)表

所属名:
担当者名:
連絡先:(電話)
(E-mail)

※アスベスト含有率0.1%超～1%以下のみ計上

開設者	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有する病院名(①)	左記①のうち、措置済状態にある場所を有する病院(②)	措置予定／未定	左記①のうち、措置済状態ではないもの														措置予定／未定	平成 年 月								
				⑤患者利用あり							⑥患者利用なし																
				1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)	14)			15)	16)	17)	18)	19)			
				病室	手術室	診察室	処置室	機能訓練室	食堂	談話室	浴室	廊下	待合室	駐車場	その他	ポイラー室	エレベータ機庫室	機庫室(エレベータ機庫室を除く)	倉庫	職員宿舎	医療関係職種等兼成所等兼	その他					

〔個表様式〕

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(補足調査)表

〔記載例〕

(プルダウンボタンを押し、リストから選択してください)

・所属名:  
 ・担当者名:  
 ・連絡先(電話):  
 (E-mail)

※アスベスト含有率0.1%超～1%以下のみ計上

開設者	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有する病院名(①)	左記①のうち、措置済状態にある場所を有する病院(②)	損傷、劣化等による石綿等の粉じんが、ばく露のおそれがない場所を有する病院(③)	損傷、劣化等による石綿等の粉じんが、ばく露のおそれがある場所を有する病院(④)	左記①のうち、措置済状態ではないもの													措置予定が〇の場合の予定時期							
					⑤患者利用あり																				
					⑥患者利用なし																				
(24)医療法人 ○○病院				〇	措置予定 / 未定	1) 病室	2) 手術室	3) 診察室	4) 処置室	5) 機能訓練室	6) 食堂	7) 談話室	8) 浴室	9) 廊下	10) 待合室	11) 駐車場	12) その他	13) ボイラー室	14) エレベータ機械室	15) 機室(エレベーター機室を除く)	16) 倉庫	17) 職員退舎	18) 医療関係職種等兼成所	19) その他	平成 年 月
					措置予定 / 未定										〇										

★記入リスト(リストにある内容しか、それぞれ下記の表中には記載できない)



病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(補足調査)表

〔記載例〕

(プルダウンボタンを押して)  
リストから選択してください

・都道府県名:  
 ・所属名:  
 ・担当者名:  
 ・連絡先:(電話)  
 (E-mail)

※アスベスト含有率0.1%超～1%以下のみ計上

開設者	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有する病院数(①)	左記①のうち、措置済状態にある場所を有する病院数(②)	損傷、劣化等による石綿等の粉じん(飛散)により、ばく露のおそれがない場所を有する病院数(③)	損傷、劣化等による石綿等の粉じん(飛散)により、ばく露のおそれがある場所を有する病院数(④)	左記①のうち、措置済状態ではないもの																			備考	
					⑤患者利用あり									⑥患者利用なし											
					1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)	14)	15)	16)	17)	18)	19)		
1 (1)厚生労働省	1			1	措置 予定 / 未定	病室	手術室	診察室	処置室	機能訓練室	食堂	談話室	浴室	廊下	待合室	駐車場	その他	ポイラー室	エレベーター機庫室	機庫室(工口) (機庫室を除く)	倉庫	職員宿舎	医療関係職種等兼	その他	
2 (7)都道府県	2	1	1		予定																				
3 (11)厚生連	1	1	1		予定																				
4 (24)医療法人	5	1	2	2	予定											1		2							
5					未定														1						
6					未定																				
7					予定																				
8					未定																				
9					予定																				
10					未定																				

☆記入リストにある内容が、それぞれ下記の表中には記載できない

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

建材中の石綿含有率の分析方法について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（以下「188号通達」という。）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の1%を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところであるが、今般、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が1%から0.1%に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行う必要がある。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で0.1%までの精度を有するものとして、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が平成18年3月25日に制定されたところである。

については、石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法があるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

なお、188号通達は、本通達をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）
- 2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
  - (1) 廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法（以下「分散染色法」という。）



ただし、分散染色法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。

(2) その他別途示す分析方法

※別添省略

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「局長通達」という。）をもって通達されたところであるが、その運用に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添のとおり周知したので了知されたい。

なお、平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「0622001号通知」という。）は、本通知をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）と同等以上の精度を有する分析方法について

局長通達の記の2の(2)の「その他別途示す分析方法」として、廃止前の0622001号通知の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」の2の(3)の①のイの「位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析」があること。ただし、当該方法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであることから、その取扱いについては、局長通達の記の2の(1)と同様であること。

- 2 JIS法による定性分析においては石綿を含有していると判定されたにもかかわらず、定量分析において石綿回折線のピークが確認できない場合の取扱いについて

(1) JIS法の9.の「二次分析試料によるX線回折定量分析方法」により定量分析を行う場合において、JIS法の解説の4.7では、JIS法で定める残さ率（以下「残さ率」

という。)が0.15を超えるときは、残さ率が0.15以下となるように溶解条件等を検討する必要があるとされている。このことから、例えば、酸の種類の変更等を行うことにより、残さ率が0.15以下となるようにすること。なお、一部の成形板等については、当該措置を講じたにもかかわらず、残さ率が0.15以下とならず、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合については、石綿が0.1%を超えて含有しているものとして取り扱うものとする。

- (2) 残さ率が0.15以下になった場合であっても、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合においては、一般に、石綿含有率はJIS法で定める定量下限(以下「定量下限」という。)以下とされていることから、定量下限が0.1%以下であるときには、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うものとする。

### 3 JIS法による定量分析が必要とされない場合について

石綿が0.1%を超えて含有するか否かを判断する定量分析については、JIS法により行う必要があるが、事業者が石綿が0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずるときは、この限りではないこと。

したがって、例えば、次のような分析を行って、0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めてJIS法による分析の必要はないこと。

- (1) JIS法の7.に掲げる「一次分析試料による定性分析方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の(3)の「定性分析」により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。
- (2) 局長通達の記の2の(1)の分析方法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認された場合。
- (3) 廃止前の平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」の別紙の第4の「石綿の含有率の判定方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の(4)の「エックス線回折分析法(基底標準吸収補正法)による定量分析」により分析を行った結果、石綿が0.1%を超えて含有していると判定された場合。
- (4) JIS法は主として石綿含有率が5%以下の物に適用するものとされていることから、あらかじめ石綿含有率が5%を超えると認められる物の分析について、X線回折法による内標準法、添加法又は基底標準吸収補正法により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。

※別添省略